



佐賀労働局発表
令和4年11月28日

【照会先】
佐賀労働局労働基準部監督課
監督課長 北島 祐之
主任地方労働基準監察監督官 小林 克之
(電話)
ダイヤルイン (0952)32-7169

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和3年の監督指導等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは70.6%～

佐賀労働局(局長 重河 真弓)では、外国人技能実習生(以下「技能実習生」という。)を雇用する事業場(以下「実習実施者」という。)に対する監督指導等により、技能実習生の労働条件・安全衛生の確保に從來から取り組んでおり、昨年の監督指導結果を取りまとめました。(詳細は別紙参照)

佐賀労働局における外国人技能実習生に係る監督指導等の概要

1 監督指導状況(令和3年)

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した85事業場のうち60事業場(70.6%)

主な違反事項は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(23.5%)、割増賃金の支払(10.6%)、労働時間(8.2%)の順に多かった。

2 労働災害発生状況

休業4日以上の労働災害は、12件(うち死亡災害は0件)発生している。

労働局や労働基準監督署では、監理団体や実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、出入国在留管理局や県内の外国人支援機関等の関係機関と連携を図りながら、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

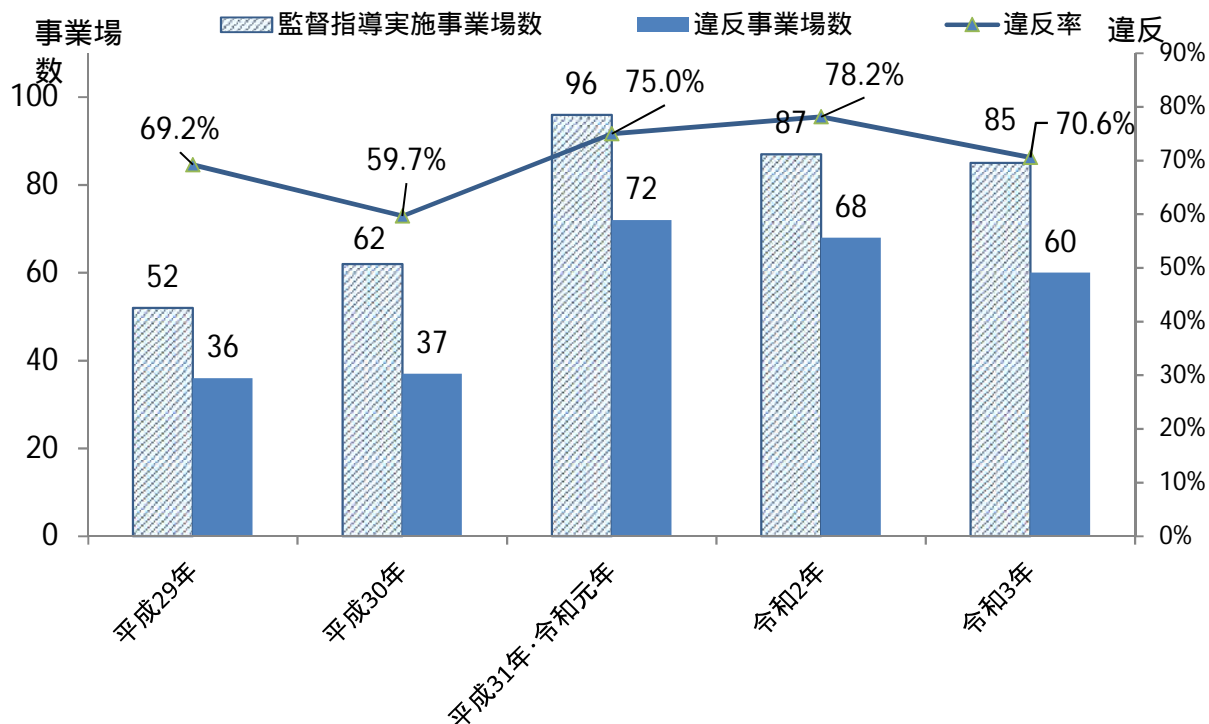
なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検手続を行うなど厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況

外国人技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導等の状況

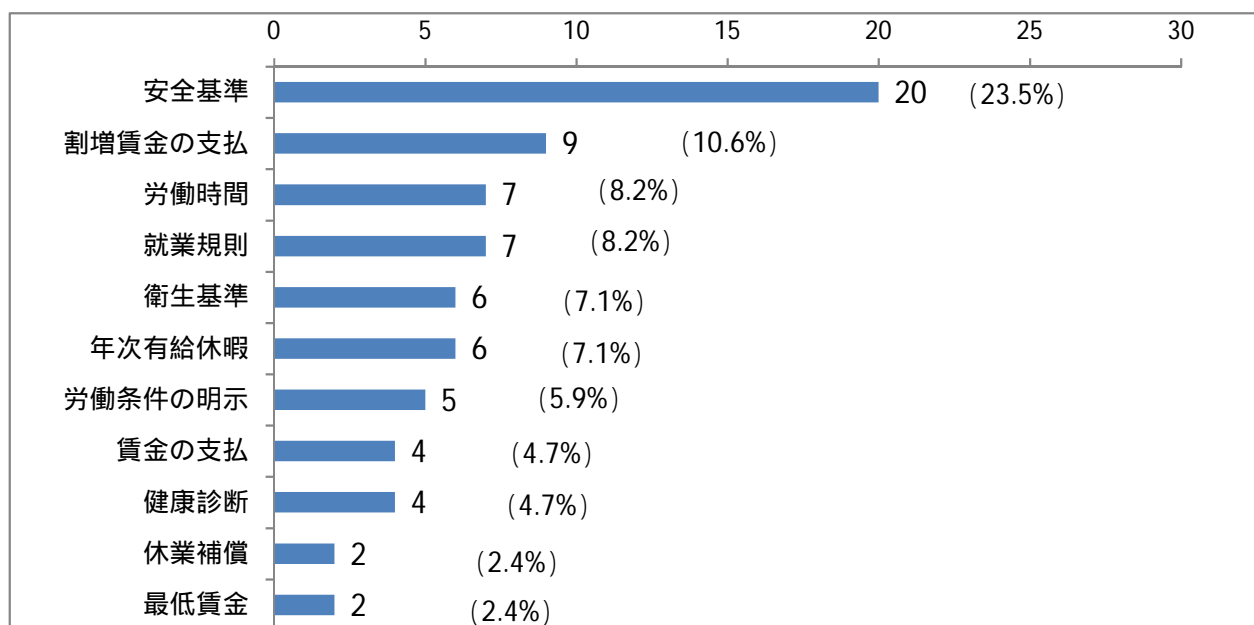
1 監督指導の状況

令和3年に佐賀労働局管内の労働基準監督署において実習実施者に対して85件の監督指導を実施し、その(70.6%)に当たる60事業場で労働基準関係法令違反が認められた。



<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

主な違反事項は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(23.5%)、割増賃金の支払(10.6%)、労働時間(8.2%)の明示順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

監督指導事例には、以下のようなものがあった。

事例1

高所作業において、墜落防止措置を講じていなかったことについて指導

<概要>

解体現場において、天井部分の解体作業を行っている際に、天井パネルが落下し、天井パネル上で作業を行っていた技能実習生が高さ4メートルの箇所から墜落し、負傷したものの。

<指導内容>

高所からの墜落防止措置については是正勧告

事例2

機械の覆い等を外した状態で作業を行わせていたこと、年次有給休暇について指導

<概要>

技能実習生に対して、年次有給休暇を1年以内に5日与えていないこと。また、技能実習生が木材を削るやすり機械を使用していたが、当該やすり機械の回転軸の覆い等を外した状態で作業を行わせていた。

<指導内容>

年次有給休暇を年5日取得するよう是正勧告 回転軸の覆いを設けて行うよう是正勧告

事例3

最低賃金を支払っていないこと、賃金控除について指導

<概要>

技能実習生の賃金が最低賃金額を下回る金額で支払いがなされていた。また、賃金から寮費などが違法に控除されていた。

<指導内容>

佐賀県最低賃金以上の金額を支払うことについては是正勧告 違法な賃金控除については是正勧告

2 労働災害発生状況

令和3年の外国人技能実習生に係る休業4日以上労働災害は12件発生している。

